

# インドネシア特許法・商標法の 2020年オムニバス法による主な変更点



SPRUSON & FERGUSON (ASIA) PTE  
LTD

Daniel Collopy  
Principal / 弁護士

Daniel Collopy 氏は Spruson & Ferguson の弁護士であり、またシンガポール社会科学大学およびシンガポール知財アカデミーにて知財法の非常勤講師としても活躍している。Spruson & Ferguson は、アジア太平洋全域において知財全般にわたるサービスを提供する、同地域の第一線に立つ知財事務所であるとともに、また、特許、商標の各専門分野の弁理士や知財弁護士をはじめ、400名を超えるチームを有し、アジア太平洋の各地域における洗練された知識と豊富な経験を有する希少な知財事務所の1つでもある。

## 【概要】

2020年11月、インドネシアでは近年で最大の規制改革となるであろうオムニバス法が正式に制定され、競争力の向上、雇用の創出、ビジネスの全体的な容易性の改善によってインドネシア経済の強化を目指している。規制改革の一環として、オムニバス法ではインドネシア特許法および商標法の一部が改正された。本稿では、特許法および商標法の主な変更点を説明する。

## 【詳細】

### 1. 背景

2020年11月、インドネシアでは2020年法律第11号（通称オムニバス法）が正式に制定された。オムニバス法により、インドネシア経済の強化を目指した、競争力の向上、雇用の創出、インドネシアでのビジネスの全体的な容易性の向上を目的とした複数の法律が改正された。これにより、特許法および商標法が改正された。

### 2. 特許法

インドネシア特許法の主な改正点は、簡易特許（小特許）制度の変更、特許実施要件と強制実施権規制の変更である。

インドネシア特許法第3条、122条、123条、124条が改正され、簡易特許を「既に存在し、かつ産業上利用可能な製品または工程の改良である新規発明」と定義し、既存の製品または工程の改良は「単純な製品、単純な工程、または単純な方法」を対象とすると定義された（第3条）。従来、簡易特許は定義されておらず、産業上利用可能な既存の製品または工程に関するすべての新しい発明または開発に権利が付与されていた。この定義が簡易特許の審査にどの程度影響を与えるかは明らかではないが、インドネシア特許法は簡易特許に関する審査と公開について、(a)簡易特許は一つの発明に対してのみ与えられる（第122条(1)）、(b)簡易特許の実体審査請求は出願と同時に進めなければならない（第122条(2)）、と改正された。また、(c)簡易特許は出願日から14日（14営業日）以内に公告すること（第123条(1)および(2)）、(d)簡易特許の実体審査は公告後に行われ、公告に基づく異議申立を考慮すること（第123条(3)および(4)）、(e)実体審査の期間が半分となり、出願日から6か月以内に付与または拒絶の判断がなされること（第124条）。これらの変更点がどのように実施されるかは、今後の運用によって決まるが、他国の法域では一般的に実用新案、小特許、イノベーション特許として知られている簡易特許の定義が明確になり、簡易特許の付与がこれまでより容易かつ迅速になる可能性が高いと思われる。

当初、特許法第20条の実施要件規定を削除する計画があり、多くの実務者がこの変更を歓迎していた。しかし、直前になって、実施要件規定は残し、使用要件を緩和することが決定された。具体的には、第20条が改正され、特許製品または特許されたプロセス、方法、システムまたはその使用から生じた製品の使用、製造、輸入またはライセンス行為が発明の実施とみなされる行為として明示された。なお、改正前は、インドネシアで使用または製造する行為のみが発明の実施とみなされていた。

実施要件規定の変更に伴い、特許法第82条は、発明が特許付与後36か月以内に上述の改正第20条の実施要件に従って実施されない場合、第三者は強制実施権の申請を行うことができるように変更された。改正前は、特許権者が付与後36か月以内にインドネシアで特許の対象となる製品または工程を用いて製造しない

場合、第三者は強制実施権の申請を行うことができたが、今回の改正により、特許権者が付与後 36 か月以内に特許の対象となる製品または工程を使用しない場合、第三者は強制実施権の申請を行うことができるようになった。つまり、特許を実施した製品を輸入したり、他者の製品・工程に特許を実施許諾することで、強制実施権を回避することが可能になった。

### 3. 商標法

インドネシア商標法に関しては、第 20 条と第 23 条が改正された。第 20 条は登録できない商標を規定し、第 23 条は商標の実体審査に関するものである。

登録できない商標に関して、第 20 条が改正され、機能的な目的に関連する形状や形態を含む場合、商標を登録することができないことが規定された。商標の実体審査について、第 23 条の実体審査期間が 150 日から 30 日（異議がない場合）または 90 日（異議がある場合）に大幅に短縮され、商標の出願および付与がより迅速に行われるようになったと考えられる。

### 4. まとめ

上述のように、2020 年 11 月 2 日にインドネシア共和国大統領 Joko Widodo が署名して成立した雇用創出の促進、雇用法やインドネシアでのビジネスの改善を目的とした現行法の多数の改正からなるオムニバス法（雇用創出に関する 2020 年法律 11 号）は、特許法や商標法の改善も目的としているとみることができる。

#### 【ソース】

UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 11 TAHUN 2020

(インドネシア共和国法律 No.11、2020 年)

- ・ Bagian Ketiga (パート 3) Paten (特許) Pasal 107 (第 107 章)
- ・ Bagian Keempat (パート 4) Merek (商標) Pasal 108 (第 108 章)  
(p601～p608)

<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/110587/137597/F1667266806/IDN110587.pdf>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)